

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について（議案第40号）

衛生検査課

1 改正の理由

- (1) 犬又は猫の引取りに係る手数料の額を見直す。
- (2) 犬又は猫の飼養管理に係る手数料等の額を定める。

2 内容

(1) 犬又は猫の引取りに係る手数料

犬又は猫の引取り手数料の額について、次のとおり引き上げる。

（1頭又は1匹につき）

区 分	現 行	改正案	改定幅
生後60日以上の子犬又は子猫	1,000円	2,000円	1,000円
上記以外の犬又は猫	300円	600円	300円

(2) 犬又は猫の飼養管理に係る手数料等

ア 犬又は猫の飼養管理手数料の額は、収容した日を除き、1頭又は1匹につき1日400円とする。

イ 犬又は猫の返還手数料の額は、1頭又は1匹につき4,000円とする。

ウ 収容犬飼養管理手数料の額は、収容した日を除き、1頭につき1日400円とする。

3 施行期日

令和2年4月1日